＜　子育て世帯生活支援特別給付金について（天草市より、転送）＞

天草市より、以下本文。

保護者様

　天草市子育て支援課より、保護者の方へ周知依頼がありましたので、送信します。

　高校生の保護者様

　「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」のお知らせです。

　新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活を支援する観点から、特別給付金を支給することとなりました。

① ひとり親世帯分

令和３年４月分の児童扶養手当受給者の方には、既に５月１１日に支給済です。しかしながら、児童扶養手当の支給を受けていない方であっても、公的年金給付を受給されている場合や新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方につきましては、対象となる場合があり、申請が必要です。

https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0038091/index.html

② ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分（ひとり親分の支給を既に受けられている方は対象外です。）

令和３年４月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者の方であって、令和３年度分の住民税（市町村民税）均等割が非課税である方は申請不要です。７月１５日に支給を予定しています。

また、高校生の子どもを養育している方であって、令和３年度分の住民税（市町村民税）均等割が非課税の方や、令和３年度分の住民税が課税世帯の方であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により令和３年１月以降の収入が減少した方につきましては、対象となる場合がありますので、申請が必要となります。

https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0038096/index.html

　詳細につきましては、各ＵＲＬからホームページをご確認いただくか、子育て支援課（２７－５４００）までお問い合わせください。

　なお、天草市外にお住まいの保護者様については、お住まいの市町村へお問い合わせください。

本文はここまで～

なお、受給できるかどうかの分かりやすい説明がなされている添付のＰＤＦ

（厚生労働省ホームページより）をご覧ください。